

平成 31 年度宮崎地方裁判所並びに管内簡易裁判所  
の裁判官の配置、事務分配、代理順序、開廷日割、  
調停主任及び労働審判官

(平成 31 年 4 月 15 日現在)

宮 崎 地 方 裁 判 所

## 第1 裁判官の配置

### 1 本 庁

民事第1部	裁判長	判 事	小田島 靖 人
		判事補 (特)	岩 尾 悠 矢
		判事補	中 川 和 俊
民事第2部	裁判長	判 事	古 庄 研
		判 事	下 山 久美子
		判事補	細 包 寛 敏
刑 事 部	裁判長	判 事	福 島 恵 子
		判 事	新 宮 智 之 (兼)
		判 事	下 山 洋 司
		判事補 (特)	今 澤 俊 樹
		判事補	細 包 寛 敏 (兼)
		判事補	中 川 和 俊 (兼)
		判事補	渡 邊 智 弘
2 日南支部		判 事	佐 久 間 隆
3 都城支部		判 事	府 内 覚
		判事補 (特)	宇 野 由 隆
4 延岡支部	裁判長	判 事	宮 島 文 邦
		判 事	中 出 曜 子
		判事補 (特)	岸 田 二 郎
5 宮崎簡易裁判所		簡易裁判所判事	永 井 裕 之
		(司法行政事務掌理者)	
		簡易裁判所判事	橋 口 幸 司
		簡易裁判所判事	濱 田 孝
		簡易裁判所判事	吉 村 哲 郎
6 西都簡易裁判所		簡易裁判所判事	吉 村 哲 郎

7	日南簡易裁判所	簡易裁判所判事	佐久間	隆
8	都城簡易裁判所	簡易裁判所判事	府 内	覚
		(司法行政事務掌理者)		
		簡易裁判所判事	宇 野 由	隆
		簡易裁判所判事	松木場 和	明
		簡易裁判所判事	山 中 金	雄
9	小林簡易裁判所	簡易裁判所判事	山 中 金	雄
10	延岡簡易裁判所	簡易裁判所判事	宮 島 文	邦
		(司法行政事務掌理者)		
		簡易裁判所判事	中 出 暁	子
		簡易裁判所判事	岸 田 二	郎
		簡易裁判所判事	吉 岡 俊	一
11	日向簡易裁判所	簡易裁判所判事	吉 岡 俊	一
12	高千穂簡易裁判所	簡易裁判所判事	岸 田 二	郎

## 第2 事務分配

### 1 本 庁

#### (1) 民事関係

##### ア 合議事件

控訴事件、抗告事件、行政事件、労働事件（ただし、賃金請求事件を除く。）、医療過誤による損害賠償事件（損害賠償債務不存在確認事件を含む。）、国家賠償事件、知的財産権関係事件、独占禁止法違反に対する差止請求事件、再審事件及び人身保護事件、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律に基づく、共通義務確認訴訟事件、簡易確定事件及び簡易確定決定に対する異議申立事件（民事保全事件を含む。）を合議事件とし、事件の種類ごとに、受理の順序に従い各2分の1を民事第1部及び民事第2部に順次分配する。

##### イ 単独事件等

a 民事通常第一審事件、手形・小切手訴訟事件、労働審判事件、民事共助事件（証拠調・和解）、各種調停事件（特定調停事件を含む。以下同じ。）、民事保全事件のうち要審尋事件、訴えの提起前における証拠保全事件、訴えの提起前における証拠収集処分の申立事件、非訟事件（特別清算手続事件及び預金保険法第87条に規定する代替許可事件を除く。）、公示催告事件、過料事件、船舶所有者等責任制限事件、油濁損害賠償責任制限事件及び配偶者暴力等に関する保護命令事件は、その種類ごとに、受理の順序に従い、各2分の1を民事第1部及び民事第2部に順次分配する。

b 民事保全事件（異議・取消・要審尋事件を除く。）、民事執行事件及び財産開示事件は、民事第1部に分配する。

c 民事保全事件のうち、民事保全異議事件及び民事保全取消事件は、その種類ごとに、受理の順序に従い、3分の2を民事第1部に、3分

の 1 を民事第 2 部に順次分配する。

d 破産事件、会社更生事件及び民事再生事件並びに非訟事件のうち特別清算手続事件及び預金保険法第 87 条に規定する代替許可事件は、民事第 2 部に分配する。

ウ 特別の定め

a 地方自治法第 242 条の 2 第 1 項第 4 号の規定による訴訟について損害賠償若しくは不当利得返還の請求を命ずる判決又は賠償の命令を命ずる判決が確定した場合における同法第 242 条の 3 第 2 項又は第 243 条の 2 第 5 項の規定による訴訟事件については、当該判決を言い渡した部に分配する。

b 差戻事件については、差戻前の裁判に関与した裁判官が民事第 1 部又は民事第 2 部に現在所属している場合は、当該裁判官の所属していない部に分配する。これにより、事件の分配に変更を生じたときは、その直後の同種の新件により分配調整する。

c 大規模訴訟事件については、合議事件とし、民事第 1 部及び民事第 2 部に順次分配する。ただし、大規模訴訟かどうかは、両部で協議の上定めるものとする。

(2) 刑事関係

刑事事件は、執務時間内（月・水曜日のみ）の令状請求事件を含めて、特別の定めがあるものを除き、その全部を刑事部に分配する。ただし、令状請求事件について刑事部に差し支えがある場合には、当該事件を、後記第 2 の 5 の(5)に定めるところにより、宮崎簡易裁判所配置裁判官に分配する。

(3) その他

ア 準抗告事件（刑事訴訟法第 429 条によるもの）

本庁、支部及び管内簡易裁判所の裁判官がした裁判に対する準抗告事件は、その受理の順序に従い 4 分の 1 を民事第 1 部、4 分の 1 を民事第

2部、2分の1を刑事部に順次分配する。ただし、将来本庁の刑事合議体で審理すべき事件に関するものは、民事第1部及び民事第2部に順次分配する。

なお、年末年始の休暇期間については、別に申合せによって定める順序により本庁配置裁判官に分配する。

#### イ 除斥又は忌避事件

本庁、支部及び管内簡易裁判所の裁判官並びに本庁及び支部の裁判所書記官に対する除斥又は忌避事件は、刑事関係はその受理の順序に従い各2分の1を民事第1部及び民事第2部に順次分配し、民事関係は刑事部に全部分配する（後記力の事件を除く。）。

#### ウ 第1回公判期日前の勾留取消及び勾留理由開示請求事件

第1回公判期日前の勾留取消及び勾留理由開示請求事件は、当該勾留状を発した裁判官に分配する。

#### エ 執務時間外の各種令状請求等

a 執務時間外の各種令状請求事件、被疑者の国選弁護人選任に関する事件、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）に定める鑑定入院に関する処分及び連戻状の請求事件、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律に定める起訴前及び第1回公判期日前の保全請求事件（裁判官として処理するものに限る。以下同じ。）並びにこれらの処分に付隨する処分を求める申立事件は、別に申合せによって定める輪番制の本庁配置裁判官及び宮崎簡易裁判所配置裁判官（簡易裁判所判事吉村哲郎を除く。）に分配する。

b 都城支部の裁判官が請求を受け、執務時間内に処理が終了しなかつた被疑者の国選弁護人選任に関する事件は、別に申合せによって定め

る輪番制の本庁配置裁判官に分配する。

- c 都城簡易裁判所の裁判官が請求を受け、執務時間内に処理が終了しなかった被疑者の国選弁護人選任に関する事務は、別に申合せによって定める輪番制の本庁配置裁判官及び宮崎簡易裁判所配置裁判官（簡易裁判所判事吉村哲郎を除く。）に分配する。

なお、この場合、同裁判官には、都城簡易裁判所の裁判官の職務の代行が命ぜられたものとする。

オ 通信傍受記録の保管事務

- a 本庁及び支部における犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受の原記録の保管事務は、刑事部裁判長判事福島恵子が処理する。
- b 執務時間外に傍受の原記録を使用する必要が生じた場合には、別に申合せによって定める輪番制の本庁配置裁判官（刑事部裁判長判事福島恵子が当番の場合を除く。）が刑事部裁判長判事福島恵子に代理して原記録の保管事務を処理する。

カ 医療観察法に関する事件（以下「医療観察法関係事件」という。）

- a 医療観察法関係事件は、特別の定めがあるものを除き、全部刑事部に分配する。
- b 地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官、精神保健審判員又は裁判所書記官に対する除斥、裁判官の処分に対する不服申立て及び裁判所の処分に対する異議は、その種類ごとに、受理の順序に従い各2分の1を民事第1部及び民事第2部に順次分配する。
- c 執務時間外の鑑定入院に関する事務（裁判官として処理するものに限る。）及び連戻状の請求事件は、別に申合せによって定める輪番制の本庁配置裁判官に分配する。

キ 児童虐待の防止等に関する法律に規定する臨検捜索許可状請求事件は、勤務時間内は、別に申合せによって定める輪番制の本庁配置裁判官

に、勤務時間外は、別に申合せによって定める輪番制の本庁配置裁判官及び宮崎簡易裁判所配置裁判官（簡易裁判所判事吉村哲郎を除く。）にそれぞれ分配する。

ク 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律に関する異議申立等事件

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第3条第1項の裁判員裁判対象事件からの除外事件（同法第3条第2項），同法第34条第4項の裁判員候補者の不選任請求を却下する決定に対する異議申立事件（同法第35条第1項（同法第47条第2項及び同法第92条第2項において準用する場合を含む。）），同法第41条第1項の裁判員等の解任請求事件（同法第41条第2項），同法第41条第1項の裁判員等の解任請求を却下する決定に対する異議申立事件（同法第42条第1項），同法第43条第2項の職権による裁判員等の解任事件及び同法第93条第1項の選任予定裁判員の選定取消請求を却下する決定に対する異議申立事件（同法第94条第1項）は、その受理の順序に従い各2分の1を民事第1部及び民事第2部に順次分配する。

2 日南支部

民事事件及び刑事事件全部を判事佐久間隆に分配する。

3 都城支部

- (1) 民事通常訴訟事件，手形・小切手訴訟事件及び各種調停事件は、その種類ごとに、受理の順序に従い各2分の1を判事府内覚及び判事補（特）宇野由隆に順次分配する。
- (2) 民事執行事件は、債権執行事件の差押命令の5分の1を判事府内覚に、債権執行事件の差押命令の5分の4を判事補（特）宇野由隆に、債権執行事件の配当全部を判事補（特）宇野由隆にそれぞれ分配する。財産開示事件全部は判事府内覚に分配する。
- (3) 破産事件は、その種類ごとに、10分の3を判事府内覚に、10分の7を判事補（特）宇野由隆にそれぞれ分配する。

- (4) 民事保全事件（保全異議及び保全取消の各事件）及び会社更生事件全部を判事府内覚に分配する。
- (5) 民事保全事件（保全異議及び保全取消の各事件を除く。），訴えの提起前における証拠保全事件，訴えの提起前における証拠収集処分の申立事件，民事再生事件，非訟事件，公示催告事件，過料事件及びその他の民事事件全部を判事補（特）宇野由隆に分配する。
- (6) 配偶者暴力等に関する保護命令事件全部を判事補（特）宇野由隆に分配する。
- (7) 刑事単独事件全部を判事府内覚に分配する。
- (8) 第1回公判期日前の勾留に関する処分事件，刑事訴訟法第37条の2の規定による被疑者国選弁護人選任請求事件，同法第37条の4の規定による職権による選任，同法第37条の5の規定による複数選任に関する処分（いずれも勾留請求時に請求があったものに限り，執務時間内に処理が終了しなかったときを除く。）並びに医療観察法関係事件（医療観察法第33条第1項，第59条第1項及び同条第2項の規定による申立てに基づき裁判官として行う鑑定入院に関する事務に限る。）全部を判事補（特）宇野由隆に分配し，その他の刑事件全部を判事府内覚に分配する。

#### 4 延岡支部

- (1) 民事合議事件及び刑事合議事件は，合議部に分配する。
- (2) 民事単独事件は，その種類ごとに，受理の順序に従い各2分の1を判事中出暁子及び判事補（特）岸田二郎に順次分配する。
- (3) 民事保全事件は，その種類ごとに，受理の順序に従い各2分の1を判事宮島文邦及び判事補（特）岸田二郎に順次分配する。
- (4) 訴えの提起前における証拠保全事件，訴えの提起前における証拠収集処分の申立事件は，その種類ごとに，受理の順序に従い各2分の1を判事中出暁子及び判事補（特）岸田二郎に順次分配する。
- (5) 民事執行事件は，債権執行事件を，その受理した曜日に従い判事宮島文

邦（月（2分の1），木，金），同中出暁子（月（2分の1），火），判事補（特）岸田二郎（水）に分配し，財産開示事件は，受理の順序に従い各2分の1を判事中出暁子及び判事補（特）岸田二郎に順次分配する。

- (6) 非訟事件，各種調停事件，破産事件，民事再生事件，会社更生事件，公示催告事件，過料事件，共助事件及びその他の民事事件全部を判事中出暁子に分配する。
- (7) 配偶者暴力等に関する保護命令事件全部及び執務時間内の医療観察法関係事件（医療観察法第33条第1項，第59条第1項及び同条第2項の規定による申立てに基づき裁判官として行う鑑定入院に関する事務に限る。後記(8)において同じ。）を判事宮島文邦に分配する。
- (8) 執務時間外の医療観察法関係事件は，別に申合せによって定める輪番制の延岡支部配置裁判官に分配する。
- (9) 刑事単独事件及びその他の刑事案件（第1回公判期日前の勾留に関する処分事件を除く。）並びに刑事補償事件及び再審等事件は，その種類ごとに，受理の順序に従い各2分の1を判事中出暁子及び判事補（特）岸田二郎に分配する。
- (10) 第1回公判期日前の勾留に関する処分事件は，別に申合せによって定める輪番制の延岡支部配置裁判官に分配する。

## 5 宮崎簡易裁判所

- (1) 民事通常訴訟事件（手形小切手事件を含む。），少額訴訟事件，各種調停事件，民事保全事件（担保取消事件を含む。），即決和解事件及び過料事件は，その種類ごとに，受理の順序に従い各2分の1を簡易裁判所判事橋口幸司及び同濱田孝に順次分配する。
- (2) 公示催告事件，少額訴訟債権執行事件（執行異議，移行決定），民事雑事件及び共助事件は，別途定める割当日に従い簡易裁判所判事橋口幸司，同濱田孝及び同吉村哲郎に順次分配する。

- (3) 刑事通常事件は、受理の順序に従い各 2 分の 1 を簡易裁判所判事橋口幸司及び同濱田孝に順次分配する。ただし、正式裁判申立事件は、略式命令事件に関与していない簡易裁判所判事に分配する。
- (4) 略式命令事件のうち、通常略式事件及び交通切符事件（待命事件を除く。）は、受理の順序に従い各 2 分の 1 を簡易裁判所判事橋口幸司及び同濱田孝に順次分配し、待命事件は、別途定める割当日に従い簡易裁判所判事橋口幸司、同濱田孝及び同吉村哲郎に順次分配する。
- (5) 執務時間内（火・木・金曜日及び前記第 2 の 1 の(2)ただし書の場合）の令状請求事件、刑事訴訟法第 37 条の 2 の規定による被疑者の国選弁護人選任請求事件、同法第 37 条の 4 の規定による職権による選任及び同法第 37 条の 5 の規定による複数選任に関する処分（いずれも勾留請求時にその請求があるものに限る。）は、別途定める割当日に従い簡易裁判所判事橋口幸司、同濱田孝及び同吉村哲郎に順次分配し、第 1 回公判期日前の勾留に関する処分事件は、受理の順序に従い各 2 分の 1 を簡易裁判所判事橋口幸司及び同濱田孝に順次分配する。
- (6) 執務時間外の各種令状請求事件及び被疑者の国選弁護人選任に関する事件は、別に申合せによって定める輪番制の本庁配置裁判官及び宮崎簡易裁判所配置裁判官（簡易裁判所判事吉村哲郎を除く。）に分配する。

## 6 西都簡易裁判所

民事事件及び刑事事件全部を簡易裁判所判事吉村哲郎に分配する。

## 7 日南簡易裁判所

民事事件及び刑事事件全部を簡易裁判所判事佐久間隆に分配する。

## 8 都城簡易裁判所

- (1) 民事事件（各種調停事件を除く。）全部を簡易裁判所判事松木場和明に分配する。
- (2) 各種調停事件は、受理の順序に従い各 2 分の 1 を簡易裁判所判事松木場和明及び同山中金雄に順次分配する。

(3) 刑事通常事件（正式裁判申立事件を除く。）全部を簡易裁判所判事松木場和明に、正式裁判申立事件全部を同府内観に分配する。

(4) 起訴前の勾留に関する処分事件のうち都城区検察庁の勾留請求にかかるもの及び起訴後第1回公判期日前の勾留に関する処分事件全部を簡易裁判所判事宇野由隆に分配し、その他の刑事事件全部を簡易裁判所判事松木場和明に分配する。

#### 9 小林簡易裁判所

民事事件及び刑事事件全部を簡易裁判所判事山中金雄に分配する。

#### 10 延岡簡易裁判所

(1) 民事事件（各種調停事件及び過料事件を除く。）全部を簡易裁判所判事宮島文邦に分配する。

(2) 各種調停事件は、受理の順序に従い各2分の1を簡易裁判所判事宮島文邦及び同吉岡俊一に順次分配し、過料事件は全部を簡易裁判所判事吉岡俊一に分配する。

(3) 刑事通常事件は、受理の順序に従い各2分の1を簡易裁判所判事中出暁子及び同岸田二郎に順次分配する。

(4) 略式命令事件は、月・火・水を簡易裁判所判事宮島文邦の割当日、木・金を同吉岡俊一の割当日とし、この割当日に従って順次分配し、交通即決事件は、全部を簡易裁判所判事吉岡俊一に分配する。

(5) 正式裁判申立事件は、受理の順序に従い各2分の1を簡易裁判所判事中出暁子及び同岸田二郎に順次分配する。

(6) 執務時間内の令状請求事件並びに刑事訴訟法第37条の2の規定による被疑者の国選弁護人選任請求事件、同法第37条の4の規定による職権による選任、同法第37条の5の規定による複数選任に関する処分（いずれも勾留請求時にその請求があるものに限る。）は、別に申合せによって定める輪番制の延岡簡易裁判所配置裁判官（簡易裁判所判事吉岡俊一は木・金に限る。）に分配する。

(7) 執務時間外の令状請求事件並びに刑事訴訟法第37条の2の規定による被疑者の国選弁護人選任請求事件、同法第37条の4の規定による職権による選任、同法第37条の5の規定による複数選任に関する処分（いずれも勾留請求時にその請求があるものに限る。）は、別に申合せによって定める輪番制の延岡簡易裁判所配置裁判官（簡易裁判所判事吉岡俊一は月・火・水を除く。）に分配する。

11 日向簡易裁判所

民事事件及び刑事事件全部を簡易裁判所判事吉岡俊一に分配する。

12 高千穂簡易裁判所

民事事件及び刑事事件全部を簡易裁判所判事岸田二郎に分配する。

### 第3 代理順序

1 所長に差し支えがあるときの司法行政事務は、次の順序に従ってこれを代理する。

判 事 小田島 靖 人

判 事 福 島 恵 子

判 事 古 庄 研

2 部の事務を総括する者又は都城、延岡の各支部長に差し支えがあるときの司法行政事務は、当該部又は支部の判事（特例判事補を含み、てん補裁判官を除く。以下同じ。）が「第1裁判官の配置」の項に掲げる順序に従ってこれを代理する。

3(1) 本庁の各部の裁判長に差し支えがあるときは、当該部の判事が「第1裁判官の配置」の項に掲げる順序に従ってこれを代理する。

(2) 本庁民事第1部の裁判官に差し支えがあるときは、民事第2部、刑事部の裁判官の順序に、民事第2部の裁判官に差し支えがあるときは、民事第1部、刑事部の裁判官の順序に、刑事部の裁判官に差し支えがあるときは、民事第1部、民事第2部の裁判官の順序に従ってそれぞれこれを代理する。

4 日南支部の判事に差し支えがあるときの司法行政事務及び裁判事務は、本庁又は都城支部の判事がこれを代理する。

5 都城支部の判事に差し支えがあるときの裁判事務は、当該支部の他の判事、本庁の判事の順序でこれを代理する。

6(1) 延岡支部の部の裁判長に差し支えがあるときは、当該支部の判事が「第1裁判官の配置」の項に掲げる順序に従ってこれを代理する。

(2) 延岡支部の判事に差し支えがあるときの裁判事務は、当該支部の他の判事、本庁の判事の順でこれを代理する。

7(1) 宮崎簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがあるときの司法行政事務は、次の順序に従ってこれを代理する。

簡易裁判所判事 橋 口 幸 司

簡易裁判所判事 濱 田 孝

- (2) 宮崎簡易裁判所の簡易裁判所判事に差し支えがあるときの裁判事務は、同裁判所の他の簡易裁判所判事がこれを代理する。

8 西都簡易裁判所の簡易裁判所判事に差し支えがあるときの司法行政事務及び裁判事務は、宮崎簡易裁判所の簡易裁判所判事がこれを代理する。

9 日南簡易裁判所の簡易裁判所判事に差し支えがあるときの司法行政事務及び裁判事務は、宮崎簡易裁判所又は都城簡易裁判所の簡易裁判所判事がこれを代理する。

- 10(1) 都城簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがあるときの司法行政事務は、次の順序に従ってこれを代理する。

簡易裁判所判事 宇 野 由 隆

簡易裁判所判事 松木場 和 明

簡易裁判所判事 山 中 金 雄

- (2) 都城簡易裁判所の簡易裁判所判事に差し支えがあるときの裁判事務は、同裁判所の他の簡易裁判所判事がこれを代理する。

11 小林簡易裁判所の簡易裁判所判事に差し支えがあるときの司法行政事務及び裁判事務は、都城簡易裁判所の簡易裁判所判事がこれを代理する。

- 12(1) 延岡簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがあるときの司法行政事務は、次の順序に従ってこれを代理する。

簡易裁判所判事 中 出 曜 子

簡易裁判所判事 岸 田 二 郎

簡易裁判所判事 吉 岡 俊 一

- (2) 延岡簡易裁判所の簡易裁判所判事に差し支えがあるときの裁判事務は、同裁判所の他の簡易裁判所判事がこれを代理する。

13 日向簡易裁判所の簡易裁判所判事に差し支えがあるときの司法行政事務及び裁判事務は、延岡簡易裁判所の簡易裁判所判事がこれを代理する。

- 14 高千穂簡易裁判所の簡易裁判所判事に差し支えがあるときの司法行政事務及び裁判事務は、延岡簡易裁判所の簡易裁判所判事がこれを代理する。
- 15 前記3から14までの場合における代理人（特に定めた場合を除く。）は、所長がこれを指名する。
- 16 以上のほか、裁判官の代理を必要とするときは、常置委員会でこれを指名する。ただし、急速を要するときは、所長が指名することができる。この場合には、直近の常置委員会に報告しなければならない。

#### 第4 開廷日割

##### 1 本 庁

民事第1部	合議事件	金
	単独事件 小田島裁判官	水
	岩尾裁判官	木
民事第2部	合議事件	水
	単独事件 古庄裁判官	月
	下山（久）裁判官	木
刑 事 部	合議事件 裁判員裁判	隨時
	裁判員裁判以外	木・金
	単独事件 福島裁判官	月・水
	下山（洋）裁判官	月・水
	今澤裁判官	月
2 日南支部	民事	火, 金
	刑事	月
3 都城支部	民事 単独事件 府内裁判官	水
	宇野裁判官	金
	刑事 単独事件 府内裁判官	木
4 延岡支部	民事 合議事件	水・金
	単独事件 中出裁判官	木・金
	岸田裁判官	月・火
	刑事 合議事件	水・金
	単独事件 中出裁判官	火
	岸田裁判官	金
5 宮崎簡易裁判所	民事 橋口裁判官	金
	濱田裁判官	火
	各種調停 橋口裁判官	火

		濱田裁判官	木
	刑事	橋口裁判官	水
		濱田裁判官	水
	略式	(三者処理事件)	
		橋口裁判官	月
		濱田裁判官	月
6	西都簡易裁判所	民事	水
		刑事	木
7	日南簡易裁判所	民事	火・金
		刑事	月
8	都城簡易裁判所	民事	松木場裁判官 木
	各種調停	松木場裁判官	水
		山中裁判官	金
	刑事	府内裁判官	木
		松木場裁判官	火
9	小林簡易裁判所	民事	火
		刑事	隨時
10	延岡簡易裁判所	民事	宮島裁判官 月
		刑事	中出裁判官 火
		岸田裁判官	金
	各種調停	宮島裁判官	金
		吉岡裁判官	木
11	日向簡易裁判所	民事	火
		刑事	隨時
12	高千穂簡易裁判所	民事	隨時
		刑事	隨時

以上のほか、各裁判所は、事務の都合により隨時開廷する。

## 第5 調停主任（民事調停法第7条）

宮崎地方裁判所	判	事	小田島 靖人
宮崎地方裁判所	判	事	古 庄 研
宮崎地方裁判所	判	事	下 山 久美子
宮崎地方裁判所	判事補（特）		岩 尾 悠 矢
日 南 支 部	判	事	佐久間 隆
都 城 支 部	判	事	府 内 覚
都 城 支 部	判事補（特）		宇 野 由 隆
延 岡 支 部	判	事	宮 島 文 邦
延 岡 支 部	判	事	中 出 曜 子
延 岡 支 部	判事補（特）		岸 田 二 郎
宮崎簡易裁判所	簡易裁判所判事		橋 口 幸 司
宮崎簡易裁判所	簡易裁判所判事		濱 田 孝
西都簡易裁判所	簡易裁判所判事		吉 村 哲 郎
日南簡易裁判所	簡易裁判所判事		佐久間 隆
都城簡易裁判所	簡易裁判所判事		松木場 和 明
都城簡易裁判所	簡易裁判所判事		山 中 金 雄
小林簡易裁判所	簡易裁判所判事		山 中 金 雄
延岡簡易裁判所	簡易裁判所判事		宮 島 文 邦
延岡簡易裁判所	簡易裁判所判事		吉 岡 俊 一
日向簡易裁判所	簡易裁判所判事		吉 岡 俊 一
高千穂簡易裁判所	簡易裁判所判事		岸 田 二 郎

## 第6 労働審判官（労働審判法第8条）

宮崎地方裁判所	判	事	小田島 靖人
宮崎地方裁判所	判	事	古 庄 研
宮崎地方裁判所	判	事	下 山 久美子
宮崎地方裁判所	判事補（特）		岩 尾 悠 矢